

第 39 回 通 常 総 会

令和 5 年 5 月 17 日（水）

衛生検査所業公正取引協議会

衛生検査所業公正取引協議会

通 常 総 会 日 程

- 1 期 日 令和 5 年 5 月 1 7 日 (水)
- 2 会 場 ホテルニューオータニ
- 3 時 間 割 総会 1 4 時 3 5 分 ~ 1 5 時 0 0 分

総 会 次 第

1 開会挨拶

2 議長選出

3 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算報告に関する件

第2号議案 令和5年度事業計画案及び予算案に関する件

第3号議案 「衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則」の一部変更に関する件

第4号議案 役員の選任に関する件

第5号議案 その他

4 閉会挨拶

第 1 号 議 案

令和 4 年度事業報告及び決算報告に関する件

令和4年度 事業報告

衛生検査所業公正取引協議会は、公正競争規約を遵守して当業界における公正な競争秩序を確立し、会員の健全な経営の維持を目指して、令和4年度においては事業計画に基づいて以下の活動を行った。

1 規約研修会の実施等、規約遵守に向けた取組

従来通り全国9地区協議会において会員向け研修会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の状況もあり、「公取協研修会」を前期同様のリモート開催を7地区協議会、会場開催を1地区協議会で行い、参加者は合計316名（前年度254名）であった。

各地区協議会で開催したリモート研修会の参加人数等

地区協議会	開催日	参加者数	方式
北海道	11月4日	48名	リモート
東北	11月11日	71名	会場
関東甲信越	2月16日	82名	リモート
中部	3月2日	27名	リモート
近畿	2月13日	38名	リモート
中国	2月10日	15名	リモート
四国	2月15日	20名	リモート
九州	2月2日	15名	リモート

なお、ホームページ（会員専用）に、研修会の動画（規約及び独占禁止法、各30分）を掲載した。

2 規約違反事案に対する調査・措置等

規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき毎年実施されるものであり、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求めるものである。

提供された情報については、運営委員会に諮った上で、事実確認調査を行い、その結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになる。

今年度の調査結果は次のとおり。

調査票の発送	令和4年9月1日
提出期限	9月24日
調査対象	全国の会員94社
回 答	74社（回答率79％）
調査の結果	情報提供5件

5件の情報のうち、会員によるものが3件、非会員（医師会センター）によるものが2件であった。うち会員によるものは、検査料金、検査関連システム及び容器類の無償提供であった。また非会員によるものは、1年間及び2年間の検査料金無料であった。

11月10日開催の運営委員会に報告した結果、会員による3件は、該当地区協議会の調査委員長に対して具体的な事実関係の調査を行うよう指示。

非会員の2件に対しては、公正競争規約の理解を求めるよう該当地区協議会に依頼するよう決まった。

地区協議会による事実確認調査の結果、会員3名の規約違反被疑行為はいずれも「違反事実無し」であった。

非会員に対しては連絡をして接触を試みたものの、接触出来なかった。

3 「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」に関して

電子カルテの普及など医療関係のIT化の進展に伴うオンライン検査サービスの導入に関し、その費用負担と規約の関係がこれまで明確になっていなかった為、令和2年度末より「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」の策定に着手し当局と折衝を行っていたところ了解を得、令和4年3月28日に公正取引委員会・消費者庁長官に届け出が完了し、6月1日実施となった。

施行に伴い、同運用基準のリーフレット及びQ&Aを作成し、会員に対し送付した。

また、全国の医師会に対してもリーフレットを送付した。

4 会員に対する規約等の周知に関する取組

- (1) 各方面に対して公正競争規約の理解促進を図ると共に、衛生検査所業公正取引協議会の認知度を上げるため、平成26年に開設したホームページを全面的にリニューアルするとともに、会員専用ページのメンテナンスを行い、規約及び公取協の活動等に関する各種情報を提供した。
- (2) 機関紙「公取協ニュース」を2回(7月・1月)発行し、公取協の活動状況、規約への理解を深めるためのQ&A、関係省庁の動向等の情報を提供した。
- (3) 規約啓発ポスターをリニューアルし、会員に送付し営業所・ラボ等に掲示を求めた。

また、各地区協議会事務局にも送付し、「臨床検査普及月間大会」等の会場に掲示するよう依頼した。

5 対外的な広報活動

- (1) 医師会、医療機関からの規約等に関する問い合わせに対しては、丁寧に説明を行い、規約遵守についての協力要請を行った。
- (2) 日本衛生検査所協会が、毎年11月に開催している「臨床検査普及月間」のタイミングに合わせ、各方面に幅広く規約についての理解促進を図るため「ラボ」、「MTJ」、「日本医事新報」「日本病院会雑誌」「JAMTマガジン」に規約遵守のための広告を掲載した。

6 所管省庁及び他の公正取引協議会との連携

- (1) (一社)全国公正取引協議会連合会の主催で行われた、リモートでの消費者庁との意見交換会(令和4年9月14日開催)に出席し、最近の景品表示法の運用状況の説明を受けるとともに、会員公取協間で規約運用上の課題等について意見交換を行い、当公取協の規約運用の参考とした。
- (2) 医療関係4公取協(衛生検査所業・医療用医薬品製造販売業・医療用医薬品卸売業・医療機器業)による連絡会議(令和4年7月25日開催)に出席し、活動状況、規約運用上の問題点などについて意見を交換し、当公取協の活動に役立てた。

7 (一社)日本衛生検査所協会との連携による公正な競争の促進

- (1) 日本衛生検査所協会と連携し、規約と日衛協が策定するコンプライアンスプログラム及びプロモーションコードとの整合性を図るほか、規約研修会において独占禁止法の研修を実施し、会員の独占禁止法の理解を深める活動を行った。
- (2) 独占禁止法違反の未然防止の観点から、日本衛生検査所協会の全国運営管理委員会等の会議に出席し必要な発言を行うほか、独占禁止法上の疑義に対する照会等について回答ないし助言等を行った。

8 諸会議

運営委員会は、公取協の会務、事業等の円滑な運営を図るために設置されており、諸課題について審議を行い適正な業務遂行に資した。

会議の開催状況は次のとおりである。

開催年月日	会議名	審議事項
令和4年5月12日	運営委員会 【Web併用方式】	・ 理事会・総会提出議案について 令和3年度事業報告及び決算報告 令和4・5年度運営委員の選任に関して 令和4・5年度調査委員の選任に関して ・ オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準進捗状況報告
令和4年5月23日	理事会（第1回） 【Web併用方式】	・ 総会に提出する議案に関する件 令和3年度事業報告及び決算報告 令和4年度事業計画案及び予算案 役員の選任に関する件 会員の入退会に関する件
令和4年5月23日	通常総会（第38回） 【Web併用方式】	・ 令和3年度事業報告及び決算報告 ・ 令和4年度事業計画案及び予算案 ・ 役員の選任に関する件
令和4年5月23日	理事会（第2回） 【Web併用方式】	・ 会長等の選任に関する件 ・ 運営委員の選任に関する件 ・ 調査委員の承認に関する件

令和4年9月 8日	運営委員会 【Web 併用方式】	・運営委員退任の件 ・調査委員交代の件 ・公取協広報活動に関する件 ・規約遵守状況調査（定期調査）実施報告
令和4年11月10日	運営委員会 【Web 併用方式】	・規約遵守状況調査（定期調査）結果報告 ・調査委員選任に関する規程の件 ・公取協規約啓発ポスターの件 ・運用基準策定に関する件
令和5年3月 9日	運営委員会 【Web 併用方式】	・調査委員交代の件 ・規約遵守状況調査(定期調査) 違反被疑行為調査報告 ・令和5年度事業計画及び予算案
令和5年3月23日	理事会（第2回） 【Web 併用方式】	・令和5年度事業計画案に関する件 ・令和5年度予算案に関する件

令和4年度収支計算書

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
[事業活動収支の部]				差異の説明 収入の部は(決算-予算)
I 事業活動収入				
1 会費収入	20,800,000	20,550,000	△ 250,000	364会員
2 雑収入	225,000	225,350	350	
受 取 利 息	0	350	350	
雑 収 入	225,000	225,000	0	関東甲信越地区協より事務所費負担分、事務委託費
事業活動収入計	21,025,000	20,775,350	△ 249,650	
II 事業活動支出				差異の説明 支出の部は(予算-決算)
1 事業費支出	15,086,000	7,461,180	7,624,820	
調 査 費	350,000	16,462	333,538	委嘱状作成、ラミネート代
機 関 紙 発 行 費	320,000	318,288	1,712	年2回(製作費・発送費)
規 約 等 普 及 費	9,666,000	3,322,769	6,343,231	広告料、ホームページ運営管理費、解説書・Q&A補迫版(次年度へ)各地区協議会研修会費用他
公取協ガイド発行費	3,200,000	2,281,945	918,055	
地区活動助成費	1,500,000	1,500,000	0	
雑 費	50,000	21,716	28,284	振込手数料
2 管理費支出	14,669,450	12,474,009	2,195,441	
総 会 費	640,000	162,804	477,196	資料印刷費、旅費、発送費
会 議 費	260,000	117,900	142,100	理事会・運営委員会会議室料他
旅 費 交 通 費	1,050,000	408,950	641,050	理事会・運営委員会旅費他
事 務 所 費	1,000,000	1,000,000	0	
事 務 用 品 費	50,000	559,202	18,248	
	527,450			(注2)
通 信 費	160,000	135,154	24,846	電話料金、会議資料発送費他
印 刷 費	230,000	65,481	164,519	封筒、名刺、コピー代
新 聞 図 書 費	20,000	0	20,000	
関 係 団 体 会 費	655,000	593,000	62,000	公取協連合会、日本病院会、公正取引協会会費
渉 外 費	247,000	147,000	100,000	監査料等
業 務 補 助 費	8,430,000	7,860,332	569,668	業務支援協力金減額
委 託 費	1,200,000	1,200,000	0	
雑 費	200,000	224,186	△ 24,186	産業廃棄物処理費用、慶弔費、振込手数料他
事業活動支出計	29,755,450	19,935,189	9,820,261	
[事業活動収支差額]	△ 8,730,450	840,161		

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
[投 資 活 動 収 支 の 部]				(注2)
Ⅰ 投資活動収入				
投 資 活 動 収 入 計	0	0	0	
Ⅱ 投資活動支出				
投 資 活 動 支 出 計	0	0	0	
[投 資 活 動 収 支 差 額]	0	0	0	
[予 備 費 支 出]	1,000,000 △ 527,450	0	472,550	
当 期 収 支 差 額	△ 9,730,450	840,161		
前 期 繰 越 収 支 差 額	43,808,285	43,808,285		
次 期 繰 越 収 支 差 額	34,077,835	44,648,446		

(注1) 差異は、収入は決算額マイナス予算額、支出は予算額マイナス決算額

(注2) 予備費より、PC購入代金¥527450を事務用品費へ振替

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
[一般正味財産増減の部]			
経常増減の部			
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費	20,550,000	20,700,000	△ 150,000
2 雑収益	225,350	225,249	101
受 取 利 息	350	249	101
雑 収 益	225,000	225,000	0
経 常 収 益 計	20,775,350	20,925,249	△ 149,899
Ⅱ 経常費用			
1 事業費	7,461,180	4,325,228	3,135,952
調 査 費	16,462	1,936	14,526
機 関 紙 発 行 費	318,288	275,130	43,158
規 約 等 普 及 費	3,322,769	2,543,938	778,831
公 取 協 ガ イ ド 発 行 費	2,281,945	0	2,281,945
地 区 活 動 助 成 費	1,500,000	1,500,000	0
雑 費	21,716	4,224	17,492
2 管理費	12,474,009	13,538,424	△ 1,064,415
総 会 費	162,804	8,168	154,636
会 議 費	117,900	95,000	22,900
旅 費 交 通 費	408,950	159,450	249,500
事 務 所 費	1,000,000	1,000,000	0
事 務 用 品 費	559,202	9,913	549,289
通 信 費	135,154	137,824	△ 2,670
印 刷 費	65,481	22,392	43,089
新 聞 図 書 費	0	8,320	△ 8,320
関 係 団 体 会 費	593,000	488,000	105,000
渉 外 費	147,000	147,000	0
委 託 費	1,200,000	1,200,000	0
業 務 補 助 費	3,003,200	3,171,962	△ 168,762
顧 問 料 費	4,857,132	6,927,340	△ 2,070,208
雑 費	224,186	163,055	61,131
経 常 費 用 計	19,935,189	17,863,652	2,071,537
[当期経常増減額]	840,161	3,061,597	△ 2,221,436
当 期 一 般 財 産 増 減 額	840,161	3,061,597	△ 2,221,436
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	43,889,085	40,827,488	3,061,597
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	44,729,246	43,889,085	840,161
正 味 財 産 期 末 残 高	44,729,246	43,889,085	840,161

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資 産 の 部		
1 流 動 資 産		
現 金	32,680	
普 通 預 金	42,072,817	
郵 便 貯 金	1,692,949	
現 金 預 金 計	43,798,446	
未 収 金	850,000	
そ の 他 の 流 動 資 産 計	850,000	
流 動 資 産 合 計		44,648,446
2 固 定 資 産		
電 話 加 入 権	80,800	
固 定 資 産 合 計		80,800
資 産 合 計		44,729,246
II 負 債 の 部		
1 流 動 負 債		
流 動 負 債 合 計		0
2 固 定 負 債		
固 定 負 債 合 計		0
負 債 合 計		0
III 正 味 財 産 の 部		
一 般 正 味 財 産		44,729,246
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		44,729,246

財 産 目 録

令和 5 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資 産 の 部		
流 動 資 産		
現 金	32,680	
普 通 預 金	42,072,817	
(みずほ銀行麴町支店)		
郵 便 貯 金	1,692,949	
未 収 金	850,000	
流 動 資 産 合 計		44,648,446
固 定 資 産		
電 話 加 入 権	80,800	
固 定 資 産 合 計		80,800
資 産 合 計		44,729,246
II 負 債 の 部		
流 動 負 債		
流 動 負 債 合 計		0
固 定 負 債		
固 定 負 債 合 計		0
負 債 合 計		0
III 正 味 財 産		44,729,246

監 査 報 告 書

令和4年度決算その他関係書類を監査した結果、正確適正であることを認める。

令和5年5月8日

衛 生 検 査 所 業 公 正 取 引 協 議 会

監 事	飛鳥田 功	⑩
-----	-------	---

監 事	勝間田 清 人	⑩
-----	---------	---

監 事	木 下 雅 博	⑩
-----	---------	---

第 2 号 議 案

令和 5 年度事業計画案及び予算案に関する件

令和5年度 事業計画案

改めて言うまでもなく、今や衛生検査は、医療において、新型コロナウイルス感染症に限らず、疾病の早期発見、治癒状況の把握のためになくてはならない存在となっている。また、このような中で、衛生検査所は、医療を支える存在として、医療機関及び一般消費者（患者）からの信頼と期待に応えていくことが求められている。

以上のような衛生検査への信頼・期待に応えるため、また、会員の企業経営の健全化のためにも、引き続き、会員衛生検査所が一丸となって公正競争規約の遵守を徹底し、公正な競争を維持・促進していくことが重要である。

令和5年度においては、引き続きコロナ禍での影響も懸念されるところ、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指し、以下の諸活動に取り組んでいく。

1 規約研修会の実施等、規約遵守に向けた取組

（1）規約研修会の実施等

ア 各地区協議会の会議等の機会を活用しつつ、対面での方法も視野に研修会を実施し、会員の一層の規約理解促進に向け研修に取り組む。

イ 前年度ホームページに掲載した研修講義の動画（規約及び独占禁止法。各30分）について、社内研修会への活用、個人での視聴等より多くの利用に向け周知等を行うとともに、より利用しやすいものに内容を工夫する。

ウ 各地区協議会における医療機関に対する規約の理解を得るための活動に対し、積極的に支援を行う。

（2）規約に関する相談への対応

会員からの相談に対し随時適切に応じ、規約違反の未然防止を図る。

2 規約違反事案に対する調査・措置等

（1）定期調査の実施

規約違反行為を積極的に把握するため、「規約遵守状況調査マニュアルに基づき、全会員を対象に調査票により情報収集を行い、違反行為が確認された場合には必要な措置を講ずる。

ア 調査開始時期：令和5年9月

イ 調査対象期間：令和4年10月～令和5年9月の1年間

ウ 調査実施方法：会員各社の規約運用責任者を通じての書面調査及び各地区協議会調査委員による事実確認調査

エ 調査結果：令和5年中を目途に違反者に対して措置

(2) 随時調査の実施

前記定期調査以外においても規約違反の情報(情報提供のための様式はホームページに掲載)に接した場合には迅速な処理を行う。

注、違反情報は、適宜、運営委員会若しくは正副運営委員長に諮った上で、地区調査委員会において事実確認調査を実施し、被疑事実の解明を行う。調査の結果、違反行為が認められた場合は、「規約違反措置基準」に基づき措置を講ずる。

3 会員向けの広報活動

(1) オンライン検査サービス運用基準の周知

昨年6月1日から施行となった「オンライン検査サービスに伴う景品類に関する運用基準」について、規約研修会等において会員への周知を図る。

(2) 規約解説書の発行

今年度に繰り越しとなった「公正競争規約解説書」(平成29年4月発行)の改訂版を発行する。

(3) web版Q&A集の構築

規約Q&Aの活用の利便性を高めるため、スマホからwebによりQ&Aを閲覧できるよう、新たなweb版Q&Aシステムを構築する。

(4) 公正競争規約啓発ポスターの活用

- ・ 会員に対し、前年度改訂した規約の啓発ポスターを営業所、ラボ等への掲示を求め、従業員への規約の周知に役立てる。
- ・ 日本衛生検査所協会主催の「臨床検査普及月間」会場等に掲示する。

(5) 公取協ニュースの発行

「公取協ニュース」(年2回発行)により、公取協の活動状況、規約Q&A、関係省庁の情報等を会員に提供する。

(6) 公取協ホームページの活用、充実

- ・ 会員専用ページを活用し、有益な情報等をタイムリーに掲載するほか、内容の充実を図る。
- ・ 会員の規約の理解に資するため、会員や医療機関が特定されないよう加工した上で、会員専用ページに過去の規約違反事例を掲載する。

(7) 関係省庁等の関係情報の提供

会員の事業活動の推進に寄与するために、消費者庁、公正取引委員会等が公表した関係情報を適宜提供する。

4 対外的な広報活動等

- (1) ホームページを活用し、当協議会の活動や規約の周知を行う。
- (2) 医療関係の業界誌・紙を活用し、医療機関、医師会等に対し広く規約の周知を行う。
- (3) 必要に応じて各地区協議会とも連携し、非会員に対し規約の周知を行う。

5 関係省庁及び他団体との連携

- (1) 消費者庁及び公正取引委員会との連絡・調整
 - ア 消費者庁に対し、規約の適正な運用の観点から、景品表示法及び規約の解釈について適宜相談し、助言を受ける。
 - イ 公正取引委員会に対し、会員の事業活動に役立てるために、独占禁止法に関する解釈・運用について適宜相談し、助言を受ける。
- (2) 全国公正取引協議会連合会との連携
 - 連合会主催の全国公正取引協議会の連絡会議等に参加し、規約運用上の諸問題等に係る情報を把握し、当協議会の規約の適正な運用に役立てる。
- (3) 医療関係公正取引協議会との連携
 - 医療関係4公取協（衛生検査所業、医療用医薬品製造販売業、医療用医薬品卸売業及び医療機器業）との連携を図るため、4公取協による連絡会議（年1回開催）に参加するなどし、活動状況、規約運用上の問題点などについて意見を交換し、当協議会の活動に役立てる。
- (4) 厚生労働省への情報提供
 - 厚生労働省に対し、規約遵守に関する情報を提供するとともに、必要に応じ関係法令等に関する照会、意見交換を行うことなどにより、規約の普及・定着について支援が得られるよう努める。

6 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

- (1) 日本衛生検査所協会と連携し、規約と日衛協が策定するコンプライアンスプログラム及びプロモーションコードとの整合性を図るほか、規約研修会において独占禁止法の研修を実施し、会員の独占禁止法の理解を深める。
- (2) 独占禁止法違反の未然防止の観点から、日本衛生検査所協会の全国運営管理委員会等の会議に出席し必要な発言を行うほか、独占禁止法上の疑義に対する照会等について回答ないし助言等を行う。

7 組織の拡大・強化

規約の実効性を高めるためには業界一丸となって規約を実施・運営していくことに意義があることに鑑み、医師会立臨床検査センターも含めて非会員の加入促進を図り、組織の拡大・強化に努める。

令和5年度収支予算書案

令和5年4月1日から令和6年3月31日

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
I 収入の部				
1 会費収入	20,600,000	20,800,000	△ 200,000	98社358会員
2 雑収入	225,000	225,000	0	関東甲信越地区協 事務受託費他
当 期 収 入 合 計	20,825,000	21,025,000	△ 200,000	
前 期 繰 越 金	44,648,446	43,808,285	840,161	
収 入 合 計	65,473,446	64,833,285	640,161	
II 支出の部				
1 事業費支出	12,660,000	15,086,000	△ 2,426,000	
調 査 費	350,000	350,000	0	規約違反等調査
機 関 紙 発 行 費	340,000	320,000	20,000	公取協ニュース
規 約 等 普 及 費	10,420,000	9,666,000	754,000	各地区協研修会、業界誌広告費等
公取協ガイド発行費	0	3,200,000	△ 3,200,000	隔年発行
地 区 活 動 助 成 費	1,500,000	1,500,000	0	各地区協へ交付
雑 費	50,000	50,000	0	
2 管理費支出	13,892,000	14,142,000	△ 250,000	
総 会 費	890,000	640,000	250,000	資料作成、会場費等
会 議 費	260,000	260,000	0	運営委員会会場費等
旅 費 交 通 費	1,050,000	1,050,000	0	会議等参加者
事 務 所 費	1,000,000	1,000,000	0	事務所賃借料
事 務 用 品 費	50,000	50,000	0	
通 信 費	190,000	160,000	30,000	電話代、リモートワーク等
印 刷 費	230,000	230,000	0	会議資料等印刷費
新 聞 図 書 費	20,000	20,000	0	参考書等
関 係 団 体 会 費	655,000	655,000	0	公取協連合会、日本病院会等
渉 外 費	247,000	247,000	0	監査料等
委 託 費	1,200,000	1,200,000	0	日衛協へ会計事務委託
業 務 補 助 費	7,700,000	8,430,000	△ 730,000	業務支援協力金、顧問料
雑 費	400,000	200,000	200,000	
3 予備費	1,000,000	1,000,000	0	
当 期 支 出 合 計	27,552,000	30,228,000	△ 2,676,000	
当 期 収 支 差 額	△ 6,727,000	△ 9,203,000	2,476,000	
次 期 繰 越 金	37,921,446	34,605,285	3,316,161	

第 3 号 議 案

「衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則」

の一部変更に関する件

1 変更箇所

新旧対照表参照

2 変更理由

(1) 専務理事欠員等に伴う対応

本会の役員は、従来から理事の一部を除き一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「日衛協」と略）の役員に合せることにしているところ、現行の規則では専務理事の欠員に対応できていないこと、監事の定数（３名）が日衛協（３名以内）と相違しているといった不都合があることから、役員の定数に関する規定を日衛協に合せることとした。（第１１条）

(2) 常務理事の選定規定

現行の規則では、常務理事は「学識経験者より選出」（第１１条（４））となっているところ、実態は常務理事も他の役員と同様、総会において役員（理事）として選任の上、理事会で選定されている。規則第１２条第１項では、「理事及び監事は、総会において選任する」として、役員の対象を特に限定していないことから、必要に応じて常務理事候補者を学識経験者から選出することが可能であるため、「学識経験者より選出」は削除（第１１条）し、また、実態に沿って役員（会長、副会長、専務理事）の選任に関する規定（第１２条第２項）に常務理事を含めることとしたい。

(3) 総会の時期（第１７条）及び総会の議長（第１９条第５項）に関する規定を日衛協に合せることとしたい。

(4) その他字句の修正

3 施行日

本規則の変更は、理事会及び通常総会での承認後、公正取引委員会及び消費者庁長官に承認申請を行い、承認があった日から施行となる。

「衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則」変更案 新旧対照表

下線部が変更箇所

変 更 案	現 行
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
(会費)	(会費)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の会費の額及び <u>徴収</u> 方法は、総会において定める。	2 前項の会費の額及び <u>徴集</u> 方法は、総会において定める。
第7条～第10条 (略)	第7条～第10条 (略)
第3章 役員等	第3章 役員等
(役員の定数)	(役員の定数)
第11条 本会 <u>に</u> 、次の役員を置く。	第11条 本会 <u>は</u> 、次の役員を置く。
理事 <u>27名以上36名以内</u>	(1) <u>会長</u> 1名
監事 <u>3名以内</u>	(2) <u>副会長</u> 若干名
2 <u>理事のうち1名を会長とし、6名以内の副会長、2名以内の専務理事、3名以内の常務理事を置くことができる。</u>	(3) <u>専務理事</u> 1名
	(4) <u>常務理事</u> 若干名(学識経験者より選出)
	(5) <u>理事</u> 45名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)
	(6) <u>監事</u> 3名
(役員の選任等)	(役員の選出)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 会長、副会長、 <u>専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u>	2 会長、副会長及び <u>専務理事は、理事の互選とする。</u>
3 理事及び監事は、 <u>相互にこれを兼ねる</u> ことはできない。	3 理事及び監事は、 <u>相互に兼ねる</u> ことはできない。
(役員の職務)	(役員の職務)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故</u>	2 副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故</u>

<u>がある</u>とき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその<u>職務</u>を代行する。 3～6 (略) 第14条～第16条 (略) (総会) 第17条 総会は、毎事業年度終了後<u>3</u>か月以内に開催する通常総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、理事会の決定により会長が<u>招集</u>する。 第18条 (略) (総会の議決) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 総会の議長は、<u>その総会において、出席した会員の中から選出する。</u> 第20条～第21条 (略) (理事会の議決) 第22条 (略) 2 規約第7条第3項又は規約第8条第1項若しくは第2項の規定による処分等に係る議事については、<u>当該処分</u>の対象者は、当該処分に係る<u>議決</u>に加わることはできない。 第23条～第40条 (略) (別表) 地区協議会 1～9 (略)	<u>ある</u>とき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその<u>職筋</u>を代行する。 3～6 (略) 第14条～第16条 (略) (総会) 第17条 総会は、毎事業年度終了後<u>2</u>か月以内に開催する通常総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、理事会の決定により会長が<u>召集</u>する。 第18条 (略) (総会の議決) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 総会の議長は、<u>会長とする。</u> 第20条～第21条 (略) (理事会の議決) 第22条 (略) 2 規約第7条第3項又は規約第8条第1項若しくは第2項の規定による処分等に係る議事については、<u>当該処介</u>の対象者は、当該処分に係る<u>表決</u>に加わることはできない。 第23条～第40条 (略) (別表) 地区協議会 1～9 (略)
--	---

附 則

この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行

第 4 号 議 案

役員を選任に関する件

役員選任（案）

[理 事]

（就 任） 伊 達 忠 應 氏（札幌臨床検査センター株式会社）

畑 中 保 広 氏（株式会社エスアールエル）

保知戸 和 憲 氏（一般社団法人日本衛生検査所協会）

山 下 哲 次 氏（一般社団法人日本衛生検査所協会）

（退 任） 庄 司 吉 人 氏（札幌臨床検査センター株式会社）

近 藤 功 治 氏（一般社団法人日本衛生検査所協会）

福 川 辰 之 氏（一般社団法人日本衛生検査所協会）

（任期：令和 5 年 5 月 17 日～令和 6 年 5 月開催の定時総会終結まで）

（事 由）

当協議会の役員はおおむね日本衛生検査所協会の役員に合わせているところ、日本衛生検査所協会役員変更に準じて選任する。

第 5 号 議 案

その他